



平成28年4月14日

各 位

会社名 東宝株式会社
代表者名 代表取締役社長 島谷能成
(コード番号 9602 東証第1部、福岡)
問合せ先 取締役総務担当 石塚 泰
(TEL. 03-3591-1214)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年5月26日開催予定の第127回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成28年3月29日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成28年5月に開催予定の第127回定時株主総会の承認を条件に、取締役会における迅速かつ適正な意思決定および社外取締役による監督・監査機能の強化を図るとともに、経営の透明性・公正性の確保を目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要となる、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行います。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大することに伴い、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結できることとする旨、ならびに目的について現状に即した記載への変更をあわせて行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成28年5月26日
定款変更の効力発生日(予定)	平成28年5月26日

以上

(現 行 定 款)	(変 更 案)
<p>第1章 総 則</p> <p>〔商号〕</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>〔目的〕</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 映画の製作、製作請負及び製作委託</p> <p>(2) 映画の売買及び賃貸借</p> <p>(3) 演劇の企画、製作及び製作請負</p> <p>(4) 映画、演劇その他の興行</p> <p>(5) テレビほかの動画媒体において放送又は配信される番組の制作、制作請負、販売及び賃貸</p> <p>(6) 土地及び建物の賃貸借、管理、売買及び仲介、並びに駐車場の経営</p> <p>(7) 出版、オーディオソフト及びビデオソフトの製作、販売及び賃貸借</p> <p>(8) 商品化権に関する事業</p> <p>(9) コンピュータソフトプログラムの製作及び販売</p> <p>(10) プレイガイド業務</p> <p>(11) 物品陳列販売及び食堂の経営</p> <p>(12) 煙草の小売並びに郵便切手類及び収入印紙の売捌</p> <p>(13) 各種物品の輸出入及び賃貸借並びにその代理業</p> <p>(14) スポーツ施設及び娯楽施設の経営</p> <p>(15) ホテル、旅館及び旅行斡旋</p> <p>(16) 紙工品、布工品、木工品、金属及び合成樹脂加工品の製造及び販売</p> <p>(17) 催事、展示場、遊戯場及び遊園地等の企画、製作及びその請負</p> <p>(18) 土木及び建築工事の設計、監理及びその請負</p> <p>(19) 以上の目的を達するために必要な附帯事業</p> <p>〔本店の所在地〕</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>〔公告方法〕</p> <p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>〔商号〕</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>〔目的〕</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 映画の企画、製作及び製作請負</p> <p>(2) 映画の配給及び売買</p> <p>(3) 演劇の企画、製作及び製作請負</p> <p>(4) 映画、演劇その他の興行</p> <p>(5) テレビ及びインターネット等で放送又は配信される番組の企画、制作、制作請負、販売及び賃貸</p> <p>(6) 土地及び建物の賃貸、管理、売買及びこれらの仲介並びに駐車場の経営</p> <p>(7) 出版物、オーディオソフト、ビデオソフト及びキャラクター商品等の企画、制作、販売及び賃貸</p> <p>(8) 著作権、商品化権、商標権その他の知的財産権の取得、使用、利用許諾その他の管理</p> <p>(9) コンピュータソフトウェアの企画、制作及び販売</p> <p>(10) チケット販売管理及び受託業務</p> <p>(11) 物品販売及び輸出入</p> <p>(12) 飲食施設の経営及び運営受託 (削除)</p> <p>(13) スポーツ施設及び娯楽施設の経営 (削除) (削除)</p> <p>(14) イベント、展示会、キャンペーン等の催事並びにテーマパーク等の企画、制作及び運営</p> <p>(15) 土木及び建築工事の設計、監理及びそれらの請負</p> <p>(16) 前各号に附帯し、又は関連する事業</p> <p>〔本店の所在地〕</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>〔機関〕</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>〔公告方法〕</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

<p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>[株主名簿管理人] 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>[総会議事録] 第18条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>[取締役会の設置] 第19条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>[取締役の定員及び選任] 第20条 当社の取締役は18名以内とし、株主総会の決議によって選任する。 (新設)</p> <p>2 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 (新設)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>[株主名簿管理人] 第10条 当社は、株主名簿管理人及びその事務取扱場所を取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (削除)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (削除)</p> <p>[取締役の員数] 第19条 当社の取締役は23名以内とする。 2 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>[取締役の選任] 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
--	---

<p>[取締役の任期] 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[代表取締役、役付取締役及び相談役、顧問] 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>[取締役会の権限] 第23条 <u>取締役会は法令又は定款に定める事項のほか業務執行に関する重要な事項を決定する。</u></p> <p>[取締役会の招集権者及び招集手続] 第24条 (条文省略) 2 (条文省略) (新設)</p> <p>3 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>[取締役会の決議の省略] 第27条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する</p>	<p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>[取締役の任期] 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>[代表取締役、役付取締役及び相談役、顧問] 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>[取締役会の招集権者及び招集手続] 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>4 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>5 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>[取締役会の決議の省略] 第26条 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する</p>
--	--

旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(新設)

[取締役会規則]

第28条 (条文省略)

[取締役会議事録]

第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

[取締役の報酬等]

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)に関する事項は、株主総会の決議によって定める。

[取締役の責任免除]

第31条 (条文省略)

2 当会社は、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

[監査役及び監査役会の設置]

第32条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

[監査役の定員及び選任]

第33条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

2 当会社は法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査役(以下「補欠監査役」という。)を選任することができる。

3 監査役及び補欠監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

旨の取締役会の決議があったものとみなす。

[重要な業務執行の委任]

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役(監査等委員であるものを除く。)に委任することができる。

[取締役会規則]

第28条 (現行どおり)

[取締役会議事録]

第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。

[取締役の報酬等]

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

[取締役の責任免除]

第31条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

<p><u>4 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p><u>〔監査役の任期〕</u> <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>〔常勤監査役〕</u> <u>第35条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>〔監査役会の招集手続〕</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>〔監査役会の決議方法〕</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>〔監査役会規則〕</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>〔監査役会議事録〕</u> <u>第39条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>〔監査役の報酬等〕</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>〔監査役の責任免除〕</u> <u>第41条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>〔監査等委員会の招集手続〕</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>〔監査等委員会の決議方法〕</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>〔監査等委員会規則〕</u> <u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p><u>〔監査等委員会議事録〕</u> <u>第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果その他法務省令に定める事項を記載し、又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>2 当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>〔会計監査人の設置〕</u></p> <p><u>第42条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>第43条～第44条 (条文省略)</p> <p><u>〔会計監査人の報酬等〕</u></p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第46条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>以上</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>〔会計監査人の報酬等〕</u></p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第127回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、当該変更前の当会社定款第41条の定めるところによる。</u></p> <p>以上</p>
--	---